

元禄五（一六九二年）

※注意 七月二四日条は元禄六年の誤記です。

（七月四日）

或家之日記ニ、当三月米子大屋九右衛門磯竹江渡候所ニ、去年之通り唐人参り居申故、はし船をおろし嶋廻り見申候所ニ、小屋かけ唐人式人罷有候。招候へは参り候。耆人は通詞にて有之、此嶋ハ日本ノ嶋成に、いか様之義にて参候哉、あれニ日本の本船有之、参候て断申候へと申候得は、心得候とて乗候て参、則乗移候て、帆ニ旗をたて、日暮時分ニ押出ス。跡より追懸候得共、日暮候。鉄砲を打懸候得共、間遠、暁松嶋と申所へ馳着候。それより米子へ帰候由。五月朔日米子より当表へ参り、同七月長崎迄御送り、山田権左衛門・平井甚右衛門・足軽十人乗物にて送る。

安同知 とうねんきの者通じ 下人虎平 うるさんの者

七月廿四日、山田権左衛門・平井甚右衛門帰着ス。

案、右之載る所委敷ニ似たれ共、恐くハ改書の時、後ニ加たるものは混淆なしと云べからず、磯竹とは竹嶋の事なり。安同知ハ末段ニ見へたり。虎平ノ名和訓を用ゆる事請られず。此時来る異客ハ、アンヒシヤン・トラへの二人也。初中後筆ヲ不採候ゆへ、その本字知れずと精記ニハ見ゆ。事の具ハ竹嶋考に載置たれバ略之。

元禄六（一六九三年）

（五月二八日）

五月廿八日、去ル三月廿七日米子大谷^大が船人共、竹嶋より連帰候朝鮮人近々鳥取表へ参着致候ニ付、御触あり。六月四日町会所ニ来り、同七日長崎へ被送還。誤て前年ニ記、改書候時、錯簡を可糺。

（唐人式人之内通じ申口）

唐人式人之内通じ申口

通シ 名ハ、アンヘンチウ 年四十三

在所、朝鮮之内、トンネンギと申所

下人 名ハ、トラヘ

在所、同く、ウルサンの者

三界のシヤクワンより鮑取上ケ申様にて被仰付、何国と申指図ハ無之由、去年参候者竹嶋へ参候様ニと申聞候由、竹嶋にて和希（若布）鮑取揚申由。

右式人唐人胸ニ懸申候札之文字、左之通。

アンヘンチウ札 兩人共胸ニ懸居候ト云



表之文字

東 松葉 卜年三十三長四

尺一寸面鉄 寄 暫生疤無

葉 主京吳忠秋屋

裏ノ文字 トラへ札

庚 釜山佐自川一里

午 第十四 虎三戸

裏か

表ノ文字

庚 青島里

燒印有

午 第十二 辰

表か 五 亥

裏ノ文字

尉 三十五

山 朴於屯 玲四十

山 玲四十

按 此書付ニハ唐人通じの姓名をアンヘンチウと載ス、他ニハアンヒンシヤ、或ハアンヒシヤンと記す。想に、安は姓、ヘンチウは名なるべし、ヒンシヤとヒシヤンとは俱に裨將の韓音ニして官名なるべきかと愚察せられ候也。但、前ニ記せるが如くなれば、本字知れざるゆへ、詳ニ弁じ難く、又トラヘが札に庚午尉山ハ庚午蔚山なるべし。尤伝写の誤りも多かるべし。

(大谷九右衛門船頭口上覚)

元禄六年竹嶋より伯州ニ朝鮮人連帰り候趣

大谷九右衛門船頭口上覚

一、伯州米子を二月十五日出船仕、同十七之朝雲州雲津江参着仕、三月二日雲津を出船仕、隱岐国嶋前はし村へ同日ニ参着仕、三月九日迄逗留仕、翌十日に嶋後福浦江参着仕申候。四月十六日福浦を出船仕、同十七日之八ツ時分竹嶋之内とうせんが崎江参着仕、嶋へ上り見申候得は、めの葉大分ほし有之二付、不審ニ奉存、近辺を見申候へハ、唐人のわらじ有之二付、弥無心元奉存候へ共、日暮ニ及ヒ申候二付、其夜は捨置、明十八日ニはし船ニかこ五人私共式人以上七人乗、西の浦を尋候へハ、唐人見へ不申、其より北浦江参見申候へハ、唐船壹艘すへ小屋かけ仕、唐人一人居申候小屋之内を見候へは、匏・めの葉大分取上ケ有之二付、彼唐人に様子尋候得共、通じニて無御座故、わけ聞へ不申候。右の唐人はし船に乗せ大てんぐと申所へ尋参り候へは、唐人拾人斗獵仕居申候内、通じ老人居申故、此方のはし船ニ乗、前に北浦ニて乗せ候唐人ハ舟より上ケ、外に老人以上式人乗せ、様子相尋候へは、通じ申候は、三月三日此嶋獵可仕と存参申候由申候。船ハ何艘参候哉と相尋候得は、三艘ニ四式人乗参申候、竹嶋之儀は荒磯故、此方之船無心元奉存、二人之唐人乗せ元船へ戻り申候、右之唐人つれ戻り申候子細也。去年も此嶋ニ唐人居申二付、重て此嶋江渡獵仕候義堅無用之段おどししかり、段々申候所、又当年唐人獵仕居申候、ケ様御座候ハ、以後嶋獵可仕様も無御座、別て迷惑仕、乍恐何卒御理為可申上と奉存、右之唐人式人召連、四月十八日竹嶋ヲ出船仕、隱岐国福浦江同廿日ニ参着仕候、然所、於隱岐御番所私共被召出、口上書上ケ候様被仰付候故、私共申候ハ、即唐人居申候間、御直ニ御聞被遊候様申上候へは、尤之由被成御意、唐人被召出様子御聞被成、其上ニて所之庄屋共出合、唐人之口上書上ケ申候、私共へも右之唐人口上書判形仕候様被成御座候へ共、達て御理申上、判形不仕候、其後御番所より唐人江酒樽被遣候。福浦ヲ同廿三日ニ出船仕、嶋前へ参着仕、同廿六日嶋前出船、同廿六日之昼雲州長浜江参着、同廿七日に米子入津仕候。以上。

卯月廿七日

舟頭 黒兵衛
舟頭 平兵衛

〔朝鮮人口述書〕

船数三艘 唐人二人之内、通じ申口ハ前ニ出ル

北浦 船頭 アンヘンチウ

十人乗 舟子 ヨチエンギ

所 ウルサンの者

同一人 トクセンギ 同一人 テンツウエン 鍛冶 バタイ

大工 セホテキ▲

▲一記云、唐人裸ニナリタルトキ股引ノ紐ニ札ヲ結付居タル故、ソノ子細ヲ承候ニ、吾国ニ於テ此札ナキモノハ人ノ交リ相成不申候間、何れモ銀四十目ヅ、ヲ官ニ出シテ此札ヲ受ケ、常ニ帶シテ身ヲ不放ト答申候ヨシ。

去年之者

一人 ヤガイ 一人 イハンニン 一人 名不覺候 ㊦右ニ此印ノ有処へ可見合

大改名前不知候 十七人乗

右同断 十五人乗 此内壱人去年者乗

右三艘共、朝鮮之者之由ニ候へ共、慥ニ不覺候由アンヘンチウ申候。」

十人乗之内式人、伯州へ參候、十人は朝鮮之内トウア(ネカ)ンキの前、釜山屋^{ホシマ}ヲ酉三月廿七日出船、同廿七日之夜竹嶋へ着津仕候由、船ニ往来ハ在之由。

一、飯米拾俵 但、五斗三升入

一、塩式俵ヲ三人シテ壱俵持、但壱石余

右之通唐人申候。船頭私共御聞被成候通相違無御座候。以上。

元禄六年 南方村年寄 与三左衛門

西四月廿八日 同村庄屋十

北方村庄屋○十九左衛門

○甚八

同村年寄 佐之助

田辺甚九郎様

三好平左衛門様

〔江戸へ相詰居候人之記〕

一、此年江戸へ相詰居候人之記と相見へ候ものゝ中ニ筆する所、如左。

元禄六年八月九日、山田兵左衛門・平井甚右衛門義、朝鮮人長崎へ送り届、御奉行所へ首尾克相渡し、先月廿四日御国へ帰着、但シ長崎へ罷越候節、道中御領私領共御馳走御馳走有之、六月晦日彼地へ参着、翌朔日御奉行所へ相渡し候由、長崎御奉行川口撰津守殿・山岡对馬守殿より御返書来り、御国より差越也。右御届御月番御老中様迄御達可被成旨也。

〔五月二十八日〕

一、五月廿八日朝鮮人米子表より参り候二付、被仰出

今度朝鮮人米子より参候節、又は此元発足之節、家来末々見物罷出候とも、猥ニ無之様、堅可被申付候。其内女わらんべ見物罷出儀は可為無用、朝鮮人狼藉も可致様子相聞候間、被得其意、組中へも此旨可被申渡候。

今按、此時来りし朝鮮人ハ、竹嶋より大屋か船人等押て連帰り候アンヒシヤン・トラへと申二人也。アンヒシヤン殊外悪性の者にて、米子表二てもあまし候由、夫故、右之通被仰出候也。然所、以後定文ニ相成り、無左ものゝ来り候節も、同様被仰出候事ニ相成候也。

元禄九（二六九六）年

（二月二十八日）

一、元禄五年壬申歳、如例年竹嶋江渡海仕候処、

一、正月、米子大谷・村川へ竹嶋渡海停止被仰出候御奉書
先年松平新太郎因州伯州領知之節、相伺之、伯州米子之町人村川市兵衛・大谷甚吉竹嶋江渡海、至于今難致漁候。向後竹嶋へ渡海之儀制禁可申付旨被仰付候間、可被存其趣候。恐惶謹言。

唐人罷在、依之帰帆仕候。夫より六年・七年八歳迄御差図を以、渡海仕候処、年々唐人相増し罷在候ニ付、所務不仕、帰帆之節、其次第委細御届ケ申上候。然処、元禄九丙子年正月廿八日御奉書を以、竹嶋渡海制禁之旨、伯耆守様迄被為仰出、則從伯耆守様右之趣被為仰渡候。尤、

正月廿八日 土屋相模守 在判

戸田山城守

阿部豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿

一、竹嶋渡海制禁被為仰付候ニ付、家業を失、渡世可仕様無御座、依之、村川市兵衛儀元禄十一寅年より未年迄前後六ヶ年相詰、御歎キ之御訴訟申上候事。

按、元禄之度竹嶋を朝鮮国へ御渡しニ罷成候間、近来被仰出候ハ、難信用事也。以上は、右両家家談之内ヲ拔草ス。

（六月二〇日）

一、六月十日、朝鮮国ノ使者十一人来ル由、先日注進有之、山崎主馬（御船手也）、平井甚右エ門見届ニ行、青屋ニ来ル由ニテ、一昨日北村八兵衛（御普請奉行也）御破損方召連行ノ由也。

十二日朝鮮人加呂マデ来ル由。七月十七日朝鮮人今日青嶋ニ被遣。以上日記。
一、又一家の日記ニハ、六月四日朝鮮人加路へ来る。

船上客

三品堂上臣 安同知 進士軍官 李裨将

积氏憲判事 金烏僧将 带率 金裨将

船格 金沙工 劉格率 劉漢夫

积氏带率僧 淡法主 習化上 律化上・賁化上

員十一

朝鮮花田李進士

船上所持名物置付

祭米 一石 編 弔同 全下 拾肆貼 食塩 一石
劍 二柄 弓子 二張 鉄鏃箭 廿箇 篋筒竹
鬱陵嶋竹 槍子 鏝 肆柄
以上

(六月二日)

一、六月十二日、西郡之内赤崎と申所へ異国船老艘着岸、朝鮮人拾一人乗組申由、依之去ル五日御国より注進之脚力、今朝至來仕候二付、公儀江先御聞役吉田平馬を以テ御届ケ御口上書左写之。

松平相模守

朝鮮之船老艘、五月廿日隱岐国へ着岸、依之御代官後藤角左衛門手代中路弾右衛門・山下清右衛門様々相尋候処、今度朝鮮船三拾式艘竹嶋へ渡海仕候。其内老艘人数十一人罷在候。是ハ伯耆国へ願之儀有之、渡海仕旨申二付テ、右兩人より以飛脚右之趣今月二日国元家來迄申越候。同四日伯州赤崎と申浦辺江右朝鮮船着申候。則番人等申付置候。委細承、追て注進可仕旨、從国元今日以飛脚申越候二付、先御届申上置候。以上。

六月十三日

右之通、加賀守様江御届被成候て、御聞届被成候。追て之注進有之候は、可被仰聞由、返答也。

(六月一日)

一、十六日、朝鮮船赤崎着岸之旨二付テ、山崎主馬罷越候様申渡置候て、罷越候処、舟磯にて出合候得共、舟磯は所も悪敷、船繋留候事難成、青屋へ引船にて廻し、湊へ朝鮮船入、番船等付置候。前廉隱岐国より申來候は、竹嶋之儀二付て、訴訟ニ参候旨申由之注進付て、様子承り候様ニと、平井金左衛門へ申渡、罷越候処、通辞も無之、埒難明二付テ、辻晚庵(御儒者)青屋へ遣ス旨、晚庵青屋へ至着、千念寺へあんひしやん其外兩人呼上、対談申様子承候処、差て竹嶋訴訟之様ニも不相聞旨、金左衛門・晚庵承候て、罷帰旨、船中ニ有之物之書記も御国より差越候。

右之段々、御国より注進申上候二付、今日

大久保加賀守様へ御聞役吉田平馬を以、委細之御口上書并朝鮮人書記も一所ニ御差出し被遊候趣、翌廿三日從加賀守様平馬御招被仰渡候ハ、朝鮮人御伺之趣、御仲間中へも被仰談候、長崎へ御人御添御送り可被成候。併長崎へ被遣候義於御国御家來申聞候共、通辞無之候ては聞込申間敷候、願之義有之様子候ハ、長崎へ参候義承引申間敷候、左様之所、随分なだめ可被遣候、通辞惣次郎様御家來、并通辞兩人被仰付被遣候旨被仰渡候、又翌日平馬御招御書付御渡シ被成候。則御国へ將監より相達之。

案、あんひしやんとあるは、安同知の誤なるべし。先年来りしあんひしやんなる時は通詞なりし故、何事も無滞埒明キ可申事と被察申候。別人なりし事疑を可入所なし。又惣二郎様と申ハ、対馬侯なるべき歟。

一、長崎御奉行諏訪兵部様へ委細朝鮮人之儀、御達置被成候。尤長崎御勤番之御同役中へハ以御書段々被仰遣之。

一、朝鮮人青谷ニ被差置候ては、居所も悪敷候故、加路へ寄廻し、東禅寺へ被入置候段、居所も替たる事ニ候得は、被仰上可然存、加賀守様へ書付を以テ被仰入候処、追て御返答可被仰旨ニて、翌日平馬御招被仰渡候は、朝鮮人居所東禅寺へ上ケ被置候事御無用ニ候、早速御国へ被仰遣、其俣船中

ニ被置候様ニとの事ニて御書付御渡候刻、写し遣候間、御書付之通り可申付旨、將監より御国へ相達之。

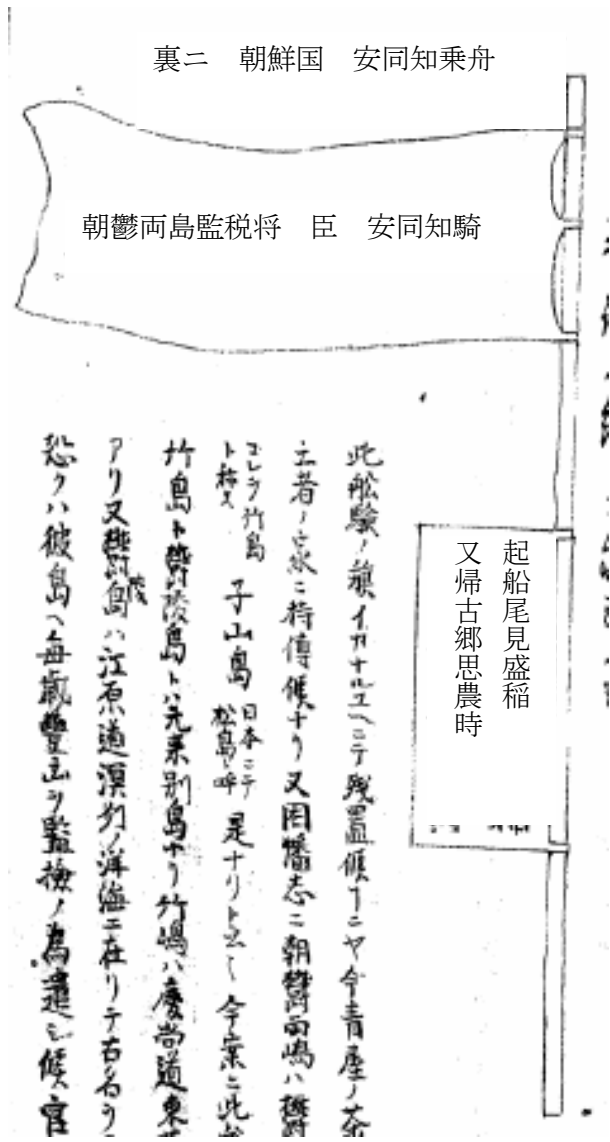
一、宗次郎様御家来鳥取へ参候上ニて、能々申談、随分朝鮮人吞込候様ニ申聞、異国より願之儀外ニて御請込被成事ニて無之、公儀御大法ニ候間、とかく長崎へ可参候、其上、同心不申候ハ、帰帆可申旨、申聞、長崎へも不参、帰帆不申候は、其段々其節又当御地江被仰上ニても可有之旨、加賀守様御噂ニて候。右之段々將監より相達之。

一、朝鮮人船路、陸路被遣候儀御伺被成候所、陸路被遣候ては、人数もなく所々浦々ニて一宿も可致候、左様候ては惠敷候間、船ニて御送可被成、尤宗次郎様御家来も差添可参旨、加賀守様御差図候。此段も御国へ從將監相達候事。

但、大久保加賀守様へ朝鮮一往之御届、当月十三日記有之。落着之儀八月六日ノ記ニ有之、宗次郎様より御使者通辞御国へ参候儀八月十八日記有之。

案、右載る所は、家々ニ伝ふる私筆之類にあらず。恐くは、此時江戸へ相詰居候御役人之御用控ならんそと被察、買反古之内ニ得たり。其俣奉置候も、如何ニ候得共、其一事は唐人送還ノミノ儀なるゆへ、用捨を不加所也。又、因幡志ニ先ニ竹嶋より捕帰候朝鮮人二人を御留置ニ相成居候ゆへ、是を御返し可被給と使船を通せしなど、載たるは挙論に絶たる所なり。

(六月一六日)



此船驗ノ旗イカナルユヘニテ残置候事ニヤ、今青屋ノ茶屋兵助ト云者ノ家ニ持伝候ナリ、又因幡志ニ朝鬱兩嶋ハ鬱陵島、日本ニテコレヲ竹嶋ト称ス、子山島、日本ニテ松島ト呼、是ナリト云々、今案ニ、此説難從ヒ、竹嶋ト鬱陵島トハ元来別島ナリ、竹嶋ハ慶尚道東萊縣ノ沖ニアリ。又鬱陵島ハ江原道溟州ノ洋海ニ在リテ古名ヲ千山国ト云。恐クハ彼島へ毎歲豊凶ヲ監檢ノ為遣シ候官人ニ伯州へノ使節ヲ兼テ渡海セシムルモノニヤト愚案セラル。又朝鬱ノ朝ハ朝鮮略文ナル可シ。猶博識ノ評ヲ俟ツ。且、竹島ハ無人ノ孤島ニシテ農作ヲ務ムル地ニ非ニテ其然否ヲ察ス可シ。

一記ニ載たる所を抜粹す。青島ニて御徒并足輕番人ニ被付置、從江戸之御下知通り、加路へ船を引出シ、追放せらる。